

## 仕様書 1

### 実験用豚 1 の仕様書

#### 1 購入する豚農場の要件

- (1) 公益社団法人日本実験動物協会の実験動物生産施設等福祉認証を受けていること。
- (2) 一般社団法人日本 SPF 豚協会が認定した SPF 豚農場（種類 CM）であること。
- (3) 一般飼育衛生管理が徹底されており、過去 3 年間に家畜伝染病の発生がないこと。
- (4) ネズミを侵入させない実験用豚専用で衛生レベルの高い豚舎に飼育されていること。
- (5) 飼料は、敷地内の専用施設で殺菌処理を行ったものを給与していること。
- (6) 安定的に豚を供給できること。

#### 2 購入する豚の規格等

- (1) 上記の豚農場で生産、育成された豚であること。
- (2) 食肉を目的としていない実験用豚であること。
- (3) 臨床上健康であること。
- (4) ミニブタでないこと。
- (5) 購入予定の豚は 12 週齢まで、又は体重が 40kg までであること。
- (6) 子豚、母豚、種豚、母豚候補豚へのワクチン接種は、検定成績に影響を及ぼすことのない種類に限定されていること。

#### 3 その他購入にあたっての関連事項

以下の事項について、発注者から求められた場合、受注者は従う。

- (1) 実験動物生産施設等福祉認証の認証書を提出すること。
- (2) SPF 豚農場であることの認定証を提出すること。
- (3) 農場の衛生状況確認のため必要に応じて生産農場の衛生検査結果証明書を提供すること。なお、衛生検査結果証明書には SPF 豚農場（種類 CM）の排除対象となる 5 疾病（オーエスキー病、萎縮性鼻炎、豚マイコプラズマ肺炎、豚赤痢、トキソプラズマ病）は必ず記載すること。
- (4) 接種しているワクチン名の情報提供を行うこと。
- (5) 都合により購入する豚の母豚の抗体保有状況を確認する必要がある場合は、事前に母豚の血液の提供を行うこと。
- (6) 農場のワクチン接種プログラムを開示し、都合によりワクチンの接種を控える必要がある場合は事前に協議し、双方合意の内容で取引を行うこと。

## 仕様書 2

### 実験用豚 2 の仕様書

#### 1 購入する豚農場の要件

- (1) 公益社団法人日本実験動物協会の実験動物生産施設等福祉認証を受けていること。
- (2) 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 1 項に基づく豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）第 3 - 2 の 4 の規定によるワクチン接種除外の農林水産省の確認を受けた農場又は一般社団法人日本 SPF 豚協会が認定した SPF 豚農場（種類 CM）であること。
- (3) 一般飼育衛生管理が徹底されており、過去 3 年間に家畜伝染病の発生がないこと。
- (4) 施設内の換気はフィルタを通し、また 陽圧管理による空気制御により高度な防疫環境の実験用豚専用豚舎で飼育されていること。
- (5) 飼料は、敷地内の専用施設で殺菌処理を行ったものを給与していること。
- (6) 安定的に豚を供給できること。

#### 2 購入する豚の規格等

- (1) 上記の豚農場で生産、育成された豚であること。
- (2) 食肉を目的としていない実験用豚であること。
- (3) 临床上健康であること。
- (4) 初乳を与えずに飼育されていること。
- (5) ミニブタでないこと。
- (6) 購入予定の豚は 4 週齢まで、又は体重が 10kg までであること。
- (7) 子豚、母豚、種豚、母豚候補豚へのワクチン接種する場合は、検定成績に影響を及ぼすことのない種類に限定されていること。

#### 3 その他購入にあたっての関連事項

以下の事項について、発注者から求められた場合、受注者は従う。

- (1) 実験動物生産施設等福祉認証の認証書の写しを提出すること。
- (2) 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 1 項に基づく豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）第 3 - 2 の 4 の規定によるワクチン接種除外の農林水産省の確認を受けた農場であることを示す文書の写し又は SPF 豚農場であることの認定証の写しを提出すること。
- (3) 農場の衛生状況確認のため必要に応じて生産農場の衛生検査結果証明書を提供すること。なお、衛生検査結果証明書には SPF 豚農場（種類 CM）の

排除対象となる5疾病（オーエスキー病、萎縮性鼻炎、豚マイコプラズマ肺炎、豚赤痢、トキソプラズマ病）は必ず記載すること。

- (4) 接種しているワクチン名の情報提供を行うこと。
- (5) 都合により購入する豚の母豚の抗体保有状況を確認する必要がある場合は、事前に母豚の血液の提供を行うこと。
- (6) 農場のワクチン接種プログラムを開示し、都合によりワクチンの接種を控える必要がある場合は事前に協議し、双方合意の内容で取引を行うこと。

### 仕様書3

#### 予定数量及び予定輸送回数

品名		予定数量(頭)	予定輸送回数
実験用豚1	12週齢まで	4	4
〃	体重40kgまで	1	
実験用豚2	4週齢まで	44	
〃	体重10kgまで	1	

※納品先:動物医薬品検査所

東京都国分寺市戸倉1-15-1

茨城県つくば市観音台2-1-22

注 予定数量及び予定輸送回数は、見込みであり、最低発注数を保証するものではない。